

(委任規定)

第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。(う)

【解説】

本条は、この条例の実施手続き等その施行細目について、市長への委任を規定したものである。「施行に関し必要な事項」とは、条則で定めている事項等をさすものである。